

酒々井町犯罪被害者等支援金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、酒々井町犯罪被害者等支援条例（令和8年酒々井町条例第2号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者又はその遺族が受けた被害の軽減及び回復を図るため、これらの者に対し犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 傷害 全治1月以上の加療であり、かつ、医療機関に3日以上入院を要する負傷をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為による死亡又は傷害の被害を受けた者をいう。

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、傷害支援金及び遺族支援金とする。

(傷害支援金)

第4条 傷害支援金は、犯罪行為により傷害を受けた者であって、当該犯罪行為が行われた時において町民（本町の住民基本台帳に記録されている者及び本町の住民基本台帳に記録されずに町内に居住している者でその記録されていないことにつき町長が特別な事情があると認めたものをいう。以下同じ。）であったものに対して支給する。

2 傷害支援金の額は、当該犯罪行為により受けた傷害について、次の各号に掲げる傷害の程度に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 全治1月以上3月未満の加療を要するもの 5万円
- (2) 全治3月以上の加療を要するもの 10万円

3 前項に規定する傷害の程度は、医師の診断によるものとする。

(遺族支援金)

第5条 遺族支援金は、犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われた時において町民であったものに対して支給する。

2 遺族支援金の額は、30万円とする。ただし、遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合は、30万円をその人数で除して得た額（当該除して得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該支給の原因となった犯罪行為によって死亡した場合における遺族支援金についての前項の規定の適用については、同項中「30万円」とあるのは「30万円から当該犯罪行為により死亡した者が当該犯罪行為について既に支給を受けている傷害支援金の額を減じて得た額」と、「その人数」とあるのは「その遺族の人数」とする。

4 前3項の場合においては、次条第3項及び第4項の規定により第2順位以降の順位となる遺族は、第1順位遺族（第1順位遺族の人数が2人以上である場合は、その全部又は一部。以下この項において同じ。）に第1項、第7条その他この規則の規定により遺族支援金が支給されないこととなるとき（第1順位遺族から支給の申請がないときを含む。）においても、支給対象者とならない。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時に当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金を受けることができる遺族としない。

（支援金を支給しない場合）

第7条 支援金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この項において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた者を含む。）

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 犯罪行為による被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当す

る行為があったとき。

- ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助^{ほう}する行為
- イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者に次のいずれかに該当する事由があるとき。

- ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
- イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- ウ 酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。
- エ 酒々井町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にあること。

(4) 犯罪被害者が次のいずれかに該当する行為（法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員等を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

2 第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者）が前項第3号のいずれか又は同項第4号のいずれかに該当する場合は、遺族支援金（第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者のうちその該当する者の遺族支援金）は、支給しない。

3 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該支給の原因となった犯罪行為によって死亡した場合において、当該死亡の日が当該犯罪行為の行われた日から1年以上経過していたときは、遺族支援金は、支給しない。

（支給の申請等）

第8条 傷害支援金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（傷害支援金）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書の写し
- (2) 申請を行う者の代理人が代理で申請するときは、代理人であることを証明する次の書類

- ア 法定代理人の場合は、代理で申請を行う者の氏名及び生年月日並びに申請を行う者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の法定代理人であることの証明書

イ 任意代理人の場合は、委任状

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 遺族支援金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（遺族支援金）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

(2) 申請を行う者の代理人が代理で申請するときは、前項第2号に定める書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の規定により申請書類に添付すべき書類のうち、その書類により証明する事項の全てについて酒々井町犯罪被害者等支援条例第2条第6号の関係機関等からの情報の提供により確認することができるものについては、その書類の添付を省略することができる。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給の決定等)

第9条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の適否を決定の上、その結果を犯罪被害者等支援金審査結果通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、支援金を支給するものと決定したときは、速やかに支援金を支給するものとする。

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給を受けたと認めるときその他支給要件を満たさないことが判明したときは、支援金の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。